

EUとイギリスの最低賃金の動向 ―連合「最低賃金に関する海外調査」に参加して

金属労協政策企画局／山根 一輝

はじめに

日本の地域別最低賃金は、2023年に従来の政府目標であった「全国加重平均1000円以上」が達成され、次の目標として「2030年代半ばまでに全国加重平均1500円」が示されています。一方連合は、「①今後2年程度で、全都道府県で1000円以上の引き上げをめざす。②目標達成後については、連合リビングウェイジおよび一般労働者の賃金の中央値の6割水準をめざし、段階的に取り組む」との目標を掲げています。

連合「最低賃金に関する海外調査」(2023年9月実施)は、「全国加重平均1000円以上」達成後の政府方針が検討されている中で

実施されました。前記の連合の中期目標である「一般労働者の賃金の中央値の6割水準」という基準は、調査内容を踏まえて設定されたものです。金額にすると、連合のシミュレーションでは2035年に1600円〜1900円となり、現状からするとかなり高い水準に思われますが、この水準は2022年にEUで採択された「適正な最低賃金に関する指令」で示されている基準と合致するものであり、グローバルスタンダードとも言える水準です。

本稿では、連合の海外調査で訪問したEU、イギリスにおける最低賃金の動向を解説していきます。なお、海外調査の報告書全体は連合のホームページから見ることができ、詳しくはそちらをご参照ください。(検索ワード:連合「最低賃金に関

する海外調査」2023年9月実施)

EU「適正な最低賃金に関する指令」

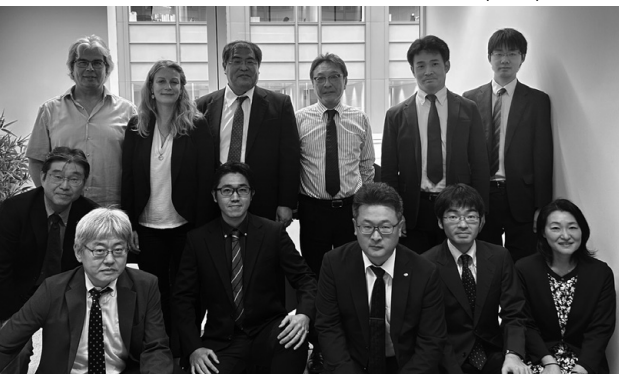
調査では最初にベルギーを訪問しました。ベルギーにはEUの主要機関が集まっており、今回の調査では、欧州レベルで労働者を代表する組織である欧州労働組合連盟(ETUC)と、EUの行政機関である欧州委員会にヒアリングを行っています。

2022年10月、欧州委員会は「適正な最低賃金に関する指令」を採択しました。EUにおける「指令」とは、加盟国を拘束するものの、その具体的な形式および手法は加盟国に委ねられるものです。そのため、指令の内容を実現するためには、各国で国内法を制定することなど実施

手続を経る必要があります。最低賃金指令では、2024年11月までに各国の国内法として施行することが求められています。

前記の性質上、同指令は例えばEU域内であれば時給1000円といった共通の最低賃金を導入するものでなく、あくまでも十分な最低賃金を設定するための枠組みを規定するものです。このように間接的な規制となった理由は、そもそもEUでは、賃金、団結権、ストライキ権、ロックアウト権については権限が認められていないからです(EU機能条約(TFEU)第153条5項)。EUの各国は、北欧諸国のように労働組合の組織率が高く、法定最低賃金がない国もあれば、組織率が低く、法定最低賃金があっても十分な水準でない国もあるなど、労使

ETUCの担当者(左奥)と調査団



1. 法定最低賃金の設定・更新に関する枠組みの整備
2. 賃金決定に関する団体交渉の促進
3. 最低賃金保護の執行と監視の改善

関係のあり方は多様です。こうした各国の違いもあり、EUは賃金などへの介入には慎重ですが、EU全体への組織率の低下や、低賃金労働者が増加し、賃金格差が拡大していることから、同指令は成立することになりました。

指令の内容について、最低賃金の妥当性の改善や賃金格差の縮小を目的に、大きく分けて以下の枠組みを規定しています。

法定最低賃金の設定・更新に関する枠組みの整備

「1. 法定最低賃金の設定・更新に関する枠組みの整備」については、第5条「適切な法定最低賃金を設定するための手続き」で定められています。1項、2項では、法定最低賃金のある加盟国は、最低賃金額の適切な水準への設定・改定のための基準を設定し、その基準には、少なくとも①生活費を考慮した購買力、②賃金の一般的な水準とその分配、③賃金の伸び率、④長期的な国の生産性水準と動向、の各要素を含まなければなりません。3項では、法定最低賃金が減額される場合を除き、自動的な物価連動制を用いることができるとしています。

第5条4項が連合の中期目標と関係している部分であり、最低賃金の妥当性を評価する基準、つまり最低賃金がどのくらいの水準であるべきなのかについて、以下のように定められています。

*加盟国は、法定最低賃金の充分性を査定する指針とするために、指標となる参照値を使用しなければなりません。この目的のため

に、加盟国は、賃金総額の中央値の60%及び賃金総額の平均値の50%等、国際レベルで通常使用される指標となる参照値及び、又は国レベルで使用される指標となる参照値を使用することができる。

「賃金総額の中央値の60%」という基準の根拠について、今回のヒアリングでは明確な回答は得られませんでした。相対的貧困を念頭において、相対的貧困とは、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない状態を指しますが、EUでは、2010年に策定された経済成長戦略である「欧州2020 (EUrope2020)」の中で、

貧困線を「その国の等価可処分所得の中央値の60%」と定義しました。なおOECDや日本の調査では、貧困線を等価可処分所得の中央値の半分と定義しています。

4項で60%や50%という基準値は「参照値」としてはありますが、これは先述したEUに賃金に関する権限が認められていないという制限によるものです。しかしながら、60%や50%

という基準値が使われていないかという点、そうではありません。欧州委員会事務局へのヒアリングでは、「実際に加盟国における議論では積極的に採用されている。」と伺っており、またEurofoundの「2023年の最低賃金：年次レビュー」によると、最低賃金指令の影響は移行期間がはじまったばかりで限定的としつつも、基準値（平均賃金の50%、賃金中央値の60%）を法律や目標の草案に入れた国（ベルギー、ブルガリア、アイルランド、スロバキア、スペイン）、実際の引き上げに使用された国（クロアチア、ドイツ）、労働組合の要求に利用された国（チェコ、ギリシャ、オランダ）などが取り上げられています。

第5条5項では、法定最低賃金の定期的かつ適時な更新を少なくとも2年ごとに行うこと（3項の物価連動制を採用している場合は4年に1度）、6項では、法定最低賃金に権限のある当局に対して提言を行う専門機関を設置することを定めています。また第7条では、6項の専門機関を含め、最低賃金に関する意思決定全般に社会的パートナー（労使）を関与させるために必要な措置をとることが規定されています。

賃金決定に関する 団体交渉の促進

「2. 賃金決定に関する団体交渉の促進」については、第5条に先立つ第4条「賃金決定に関する団体交渉の促進」で規定されています。一見して最低賃金と関係の薄そうな団体交渉について規定されている理由

ですが、同指令に北欧諸国が猛反対したことが関係しています。北欧諸国の特徴として、団体交渉の適用範囲（有効な労働協約の対象となる労働者の割合）が8割を超えるほど高く、多くの労働者が労使で合意した労働協約の元で働くため、法定最低賃金が存在しない点があります。労働組合の力が強く、賃金決定に大きな影響力を持つため、法定最低賃金が導入されると政府の関与が強くなり、労働組合の影響力が弱まるという考えが根強くあります。そのため同指令では、北欧諸国に配慮する形で、第5条に先立ち労使交渉を通じて賃金決定を重視する方針を明確に打ち出しています。なお、指令の成立後もデンマーク政府が欧州司法裁判所に指令の無効を求める訴訟を起こしており、反対する姿勢がかなり

強いものとわかります。

第4条の内容としては、1項では団体交渉の適用範囲の拡大と賃金設定に関する団体交渉権の促進を定め、2項では団体交渉の適用範囲が80%未満の加盟国に対し、協約や法律による団体交渉の促進と、団体交渉を促進するための行動計画を整備することを定めています。

最低賃金保護の 執行と監視の改善

「3. 最低賃金保護の執行と監視の改善」については、第8条で労働監督官など執行当局による法定最低賃金の管理・現場検査と、研修や指導による執行当局の能力開発が求められています。第10条では、加盟各国は、最低賃金の保護状況に関するデータ収集のための措置を講じ、収集したデータや情報を2年ごとに欧州委員会に報告することが求められています。

イギリスの最低賃金の動向

イギリスでのヒアリングは、ナショナルセンターであるイギリス労働組合会議（TUC）と、最低賃金の

諮問機関である低賃金委員会（LPC）事務局に伺いました。

イギリスの最低賃金は、低賃金労働者の多い産業において産業別に設定されていた制度が保守党政府のもとで1993年に廃止されたものの、1997年に発足した労働党政府のもとで、原則すべての産業および地域を対象とした「全国最低賃金」（National Minimum Wage）が1999年に導入され、制度の見直し

がされつつ現在に至っています。導入当初は、22歳以上と18〜21歳対象の2種類でしたが、2004年に16〜17歳対象、2010年にはより低い金額のアプレンティス（見習い）対象が新設されました。その後、2016年に25歳以上を対象とした水準が「全国生活賃金」（National Living Wage）という名称で設定され、これに伴い従来の21歳以上対象（2009年に22歳以上対象から引き下げ）の金額は、21〜24歳対象に限定されることとなりました。その後、

全国生活賃金の対象年齢は引き下げられ、2021年に25歳から23歳に、2024年に21歳になりました。最終的に2024年4月以降では、見習い16〜17歳、18〜20歳、21歳以上（全国生活賃金）の4種類となっています。

見習いと16〜17歳の金額は、2022年以降は同額にそろえられています。19歳未満の見習いであれば見習い用の最低賃金で法的には問題なく、また19歳以上でも見習い1年目まで（例えば21歳の見習い1年目）は対象となります。

決定方法は、労働者、使用者、有識者の三者で構成される低賃金委員会が毎年の改定額等について勧告を出し、それをもとに政府が決定します。過去に政府が当該勧告を拒否したことはないものの、見習いの引上げ率についてのみ拒否したことがあります。

賃金中央値の60%達成、 2023年3分の2へ

1997年の制度導入以降、低賃金委員会では最低賃金を設定することによる雇用への悪影響が最も懸念され、これを最小限に抑制することがめざされました。具体的には、2000年以降は平均賃金の伸び率と同程度の4%前後の引き上げが続いていたところ、リーマンショック以降は国内の賃金が停滞する中、低賃金委員会の勧告はより慎重なものになり、引き上げ額も2%前後の

上昇率にとどまりました。そうした中、2015年に成立した保守党政府は、企業が賃金を抑制することで労働者の所得水準が低迷し、結果として税額控除などの低所得層向け給付による所得の補填が行われてきたとして、全国生活賃金を導入する方針を表明しました。その後政府は、2016年に低賃金委員会に対し、全国生活賃金の額を2020年までに賃金の中央値の60%まで引き上げる目標を示し、それを前提に毎年の改定額案を提示するよう要請しました。これを受け、低賃金委員会は雇用への影響を重視する方針から転換し、10万人までの雇用喪失であれば受容し、最低賃金の引き上げ速度を上げる方針に転換しました。その結果、2016年に全国生活賃金が7・20ポンドに設定されて以降、毎年の引き上げ幅は変動しつつも5%弱程度の引き上げが続き、2020年に8・72ポンドと賃金中央値の60%という政府目標が達成されました。

2016年以降の大幅な引き上げにより雇用が失われたという実証データは得られなかったとして、政府は新しい目標として、2024年10月までに賃金中央値の3分の2まで引き上げる目標を設定しました。以降は2016年〜2020年を上回るペースで引き上げられ、2024年4月の改定では、全国生活賃金は9・8%増(11・44ポンド)、18〜20歳向けは14・8%増(8・10ポンド)、16〜17歳向けは21・2%(6・4ポンド)と過去最高の引き上げ幅となり、これにより政府目標が達成される見通しとなっています。次の目標について、政府は現時点で言及しておらず、TUCへのヒアリングでは、加盟組織によってさまざまな意見があり、組織としての統一見解はないと伺いました。

労使の反応

近年の動向について、TUCへのヒアリングでは、雇用は維持・増加しているが、雇用の質に問題があるとしています。プラットフォーム労働者をはじめとする非従来型の労働者は、分類上は個人事業主とされるため最低賃金の対象とならず、こうした新しい雇用のあり方に対して、既存の雇用システムや労働者の権利に関する制度がアップデートできていないことが問題と指摘しています。

低賃金委員会へのヒアリングでは、使用者側委員の方に、近年の最低賃金の大幅な引き上げに経営側はどういった対応をしているか伺ったところ、定量的なデータはないものの、よく見聞きする対応として、雇用時間を16時間以下に設定することで税負担上のメリットを得る手法や、かつて従業員として雇っていた人間を個人請負として外部に出す、手当を廃止する、などを行っているとの回答がありました。手当を廃止することについては、手当よりも賃金が増えるほうが好意的な意見が多いとヒアリングでは伺いました。

おわりに

イギリスの全国生活賃金はすでに賃金中央値の3分の2に達し、EUにおいても、例えばドイツでは、2022年の1年間に政府主導で合計25・6%引き上げられており、最低賃金指令で示された基準値の達成に向けて、今後も引き上げの動きが活

発になると思われます。一方、日本の現在の最低賃金は、一般労働者の賃金中央値の47・8%程度(連合試算)となっており、貧困線を下回る状況となっています。諸外国とは対象者の違いなど単純に比較はできないものの、日本の相対的貧困率(所得が貧困線を下回る者の割合は15・4%で先進国最悪とも指摘されている中、貧困の撲滅に向け、国際的な動向も踏まえた上で引き上げていく必要があると思われれます。

フルタイム労働者の平均賃金の中央値に対する最低賃金の割合(2022年)

